

新町小学校だより



～かしこく こころゆたかに
たくましく生きる 新町の子～



学校ホームページ

令和6年度 第2号
令和6年4月22日
津市立新町小学校

授業参加・学級懇談会への参加ありがとうございました

お忙しい中、4月19日(金)に行いました授業参観・学級懇談会には多くの保護者の方々に参加していただき、ありがとうございました。新しい学年になって、子どもたちが様々なことに頑張りたいという気持ちをもって、授業や学校での生活に取り組んでいる様子を見ていただけたのではないかと思います。

引き続き実施しました学級懇談会では、担任から4月の子どもたちの様子や、今後の学級づくり等について話をさせていただいたり、保護者の皆様から学校生活についての質問やご意見をいただいたりすることができました。限られた時間でしたので、十分お話を聞かせていただくことができなかったことあるかと思いますが、4月22日からは家庭訪問が始まりますので、何かお伝えいただくことがありましたら、その時にでもお話いただければと思います。

今年1年間、どの子どもも、楽しく、健やかに成長していけるよう、保護者の皆様と連携しながら、教育活動を進めていきたいと思ひます。お子さんのことでご心配なこと等がありましたら担任まで連絡してください。



授業参観の様子



新しい1年生が入学してきました！

4月8日(月)、入学式が行われ、72人の1年生が新町小学校に入学してきました。1組と2組に分かれて入場してきた新入生のみなさんは、式の間、静かに自席に座って、お話を聞いたり、新しい担任から名前を呼んでもらって「はい」と元気に返事をしたりしていました。

4月12日(金)には在校生との対面式がありました。6年生といっしょにアーチを通して1年生が入場してきました。在校生の前に並んだ1年生に、在校生が新町小学校の校歌を歌って聞かせてあげた後、児童代表が歓迎のことばを1年生に伝えました。

6年生の実行委員からは新町小のいいところ紹介もありました。



入学式の様子



6年生と一緒に入場



児童代表の歓迎のことば



いいところ紹介



給食当番もできるよ



配膳もできます！



おいしくいただきます

4月12日(金)からは1年生の給食も始まり、4月30日(火)からは1年生も5限授業が始まります。早く小学校生活にも慣れて、楽しく元気に学校生活を送れるようになってほしいと思います。在校生のみなさんも、分からないことがあって困っている1年生がいたら助けてあげてほしいと思います。

前期の児童会・委員会活動がスタートしました

4月17日(水)の6限目、前期第1回の児童会と委員会を行いました。児童会と委員会は5・6年生の児童が参加して行います。

この日の児童会では、昨年度、学校に届いた「大谷グローブ」について、今年はどう使っていくかについて話し合っていました。委員会は、今年も8つ(放送・図書・体育・生活・保健・給食・掲示・環境美化)あり、それぞれの委員会で仕事の内容を確認したり当番を決めたりしました。明日以降、図書室の本の貸し出しや昼の放送等の当番活動も始まっていきます。

高学年の皆さんが児童会・委員会活動で毎日の仕事を頑張ってくれて、全校のみんなが楽しく元気に、気持ちよく過ごすことができます。高学年の皆さん、毎日の児童会・委員会活動よろしく願います。



大谷グローブの使い方は・・・



本の貸し出しの仕方は・・・

登下校についてのお願い



本校の児童は、基本、徒歩で登下校をしてもらっていますが、様々な事情により、場合によっては車で送迎をしていただくこともあろうかと思えます。特に朝、お子さんを送っていただく際、学校の北側の旧伊賀街道(納所橋から谷川士清旧宅にかけて)に車を停めてお子さんを降ろしたり、車から降りた児童が旧伊賀街道を横切ったりする様子を見ていただいた方から、危険なので心配というお声をいただいています。

朝の登下校時、旧伊賀街道はたくさんの車が通行していますので、事故には十分注意していただきますようお願いいたします。

「教職員の働き方改革」にご理解ご協力をお願いします

本校では、毎週金曜日を教職員の定時退校日(ノー残業デー)としていますが、法的に教職員の時間外労働の上限を月45時間、年間360時間以内と位置づけられたことを受けて、月2回(4月は12日と25日、5月は10日と31日)を「必ず定時に帰る退校日」(スーパーノー残業デー)と定め、教職員のワークライフバランス(仕事と生活の調和)に取り組んでいます。

この日に緊急の対応を要しない場合は、全職員が定時(16時50分)に退校しますので、勤務時間外のお電話は控えていただきますようご協力をお願いします。

新町小学校の教職員の勤務時間は8:20～16:50となっています。

また、金曜日以外でも、教職員の働き方改革の観点から、緊急時以外は学校への電話連絡やご来校を18:30(長期休業中は17:00)以降は控えていただきますよう、お願いいたします。

緊急時とは

- ・子どもの命に関わる場合
- ・子どもが事件事故に関わっている場合
- ・生徒指導事案のなかで緊急に対応が必要な場合

※緊急の連絡は、職員室に待機している当直員が対応します。